

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

急速に悪化する雇用情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われた。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は平成二十一年十月から実施されているが、「就職安定資金融資」「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「生活福祉資金貸付」「臨時特例つなぎ資金貸付」の申請窓口が一本化されていないなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念される。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増している。既に本県においては昨年度の申請件数が二、二六四件に達し、今後も増加し続けるものと考えられる。約六人に一人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施体制を確保すべきであると考える。

よって、国会及び政府におかれては、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、次の事項を実現するよう強く求める。

一 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。

二 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	藤井裕久殿
厚生労働大臣	長妻昭殿